

## 多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱

(名称)

第1条 この会の名称は、多摩地域福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、別表1に掲げる市町村の地域における特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定するものをいう。以下「NPO」という。）等による福祉有償運送の必要性並びにこれを行う場合における安全の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等を協議するために設置する。

(協議会の設置と主宰)

第3条 協議会は、別表1に掲げる市町村が共同で設置し、主宰する。

(協議事項)

第4条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) NPO等による福祉有償運送の実施に伴う自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価等に関すること。
- (2) 法79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関すること。
- (3) 福祉有償運送の安全の確保及び旅客の利便の確保に関すること。
- (4) その他福祉有償運送について協議会を共同で設置している市町村が必要と認めること。

(開催)

第5条 協議会は、会長が招集し、次の場合に開催する。

- (1) 法第79条の規定に基づく登録の申請が予定されているとき。
  - (2) 重大事故等、問題が発生したとき。
  - (3) その他有償運送事業の適正実施に必要があると認められるとき。
- 2 法第79条の6第1項の規定による有効期間の更新の登録の申請を行う場合は、意見公募形式（更新の登録等を行うことについて協議会の委員に対して周知し、一定期間異議がない場合には、当該更新に係る協議が調ったものとみなす協議形式をいう。）を原則とする。
- 3 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の13第1項に規定する軽微な事項の変更を行う場合は、書面による協議を行うことができるものとする。

(協議会委員)

第6条 協議会の委員は、次のとおりとし、事務局が委嘱する。

- |                                |      |
|--------------------------------|------|
| (1) 利用者の代表                     | 1名以内 |
| (2) 住民の代表                      | 1名以内 |
| (3) 主宰区域内で福祉有償運送を運営しているNPO等の代表 | 2名以内 |

|                                     |       |
|-------------------------------------|-------|
| (4) 公共交通に関する学識経験者                   | 3名以内  |
| (5) タクシー事業者の代表及びその組織する団体の代表         | 各1名以内 |
| (6) タクシー運転者組合の代表                    | 1名以内  |
| (7) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局職員              | 1名以内  |
| (8) 市町村代表、次年度市町村代表（副代表）及び次々年度市町村代表各 | 1名以内  |

(役員等)

第7条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を招集し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長の指名した者をもって充て、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 やむを得ない理由のため協議会に出席できない委員は、あらかじめ書面をもって、同一の団体又は同一の機関に所属する者を代理人として出席させ、合議及び表決を委任することができる。
- 4 協議会は、必要と認める場合には、関係者等に出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第9条 第6条の委員の任期は、委嘱の日からその翌年度の末日までとし、再任を妨げないものとする。ただし、第6条第1項第8号に定める委員は、委嘱の日からその年度の末日までとする。

- 2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第7条に定める協議会会長の任期は、委員としての任期終了後も後任の会長が選任されるまで延長するものとし、再任を妨げないものとする。

(報酬)

第10条 協議会に出席した委員に対する報酬は、別表2のとおりとし予算の範囲内で支給する。ただし、官公庁からの出席委員は対象としない。

(公開)

第11条 協議会は、原則公開とする。ただし、公開することにより協議の妨げになると会長が判断した場合は非公開とすることができるものとする。

(守秘義務)

第12条 協議会委員その他会議に出席した関係者は、個人情報その他の運営上知りえた秘密を他に漏らしはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(協議結果の取扱い)

第13条 協議会において協議が調った場合には、申請者は当該協議の結果を尊重し、速やかに関係運輸支局へ申請を行うものとする。

(事務局)

第14条 協議会の事務局代表及び副代表は、構成市町村が別表1の順に担当し、当該市町村が庶務会計を処理する。

2 協議会事務局代表及び副代表の任期は1年とする。

(経費)

第15条 本会の経費は、別表3による別表1の構成市町村からの負担金による。

(会計年度)

第16条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営方法その他必要な事項については、別途協議の上決定する。

附則

- 1 この要綱は、平成17年8月30日から施行する。ただし、第13条に定める経費は、平成17年10月1日施行とする。
- 2 この要綱施行後初年度に限り、会長が決定するまでの間、会長の職務を事務局代表が行なう。
- 3 この要綱施行初年度に限り、第9条に定める任期は、平成19年3月31日までとし、第9条第1項ただし書き及び第12条に定める任期は、平成18年3月31日までとする。
- 4 第12条に定める任期には、精算行為を含むものとする。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年5月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和７年１０月１日から施行する。

別表１（３条、１４条、１５条関係）

| 構成市町村                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町<br>(２６市町村) |

別表２（１０条関係）

| 委員区分                       | 報酬額     |
|----------------------------|---------|
| 第６条に定める会長                  | １３，０００円 |
| 公共交通に関する学識経験者              | １０，０００円 |
| タクシー事業者代表                  | ７，０００円  |
| タクシー事業者団体の代表               | ７，０００円  |
| タクシー運転者組合代表                | ７，０００円  |
| 利用者の代表                     | ７，０００円  |
| 住民の代表                      | ７，０００円  |
| 主宰区域内で福祉有償運送を運営しているＮＰＯ等の代表 | ７，０００円  |

別表３（１５条関係）

|                 | 負担金額    |
|-----------------|---------|
| 基本負担金（参加全市町村対象） | ５０，０００円 |
| 以下協議団体数による追加負担金 |         |
| 協議団体数１団体から５団体   | ２０，０００円 |
| 協議団体数６団体から１０団体  | ４０，０００円 |
| 協議団体数１１団体以上     | ６０，０００円 |